

請願、陳情等

1 請願、陳情等について

香川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の行政に対して意見や要望があるときは、請願書又は陳情書を香川県後期高齢者医療広域連合議会（以下「広域連合議会」という。）に提出することができます。

広域連合議会では、議員の紹介があるものを「請願」、無いものを「陳情」と呼んでいます。

2 請願、陳情等の取扱い

請願、陳情等は、本会議において審議のうえ、採択すべきものか、不採択とすべきものかを採決し、採択すべきものと決定した請願、陳情等は、必要に応じて、広域連合長にこれを送付又は国、県等の関係機関に意見書や要望書を提出して、その実現を求めます。

3 請願書、陳情書等の作成・提出

(1) 請願書、陳情書等の受付について

請願書、陳情書等は、議会の開会中及び閉会中を問わず受け付けています。

請願書、陳情書等は、定例会の開会日14日前までに受理したものは、その定例会で審議し、その後に受理したものは、次の定例会で審議します。ただし、臨時会については、臨時会の開会日14日前までに受理したもので、臨時会の付議事件に密接な関係があり、かつ、緊急性を有すると認められる場合、その臨時会で審議します。

※ 定例会又は臨時会の開会日につきましては、広域連合のホームページに掲載していますが、提出される場合には、あらかじめ広域連合議会事務局へご連絡ください。

(2) 受付時間

広域連合の休日（日曜日、土曜日及び祝日法による休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日）を除く執務時間内（午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 受付窓口

〒760-0066 高松市福岡町二丁目3番2号（香川県自治会館）

香川県後期高齢者医療広域連合議会事務局 《TEL：087 - 811 - 1866》

(4) 郵送による受付

請願書、陳情書等は、上記窓口で受け付けていますが、持参が困難な場合は、郵送でも受け付けます。この場合、あらかじめ広域連合議会事務局に問い合わせるなどして、記載事項に不備がないようにしてください。

(5) 請願（陳情）書の記載事項

ア 請願（陳情）書には、邦文（点字を含む。）を用いて、提出年月日、請願（陳情）者の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地及び名称並びに代表者）、請願（陳情）者の押印、請願を紹介する広域連合議会議員の署名又は記名押印（陳情の場合は不要）、請願（陳情）の件名、請願（陳情）の趣旨、請願（陳情）の事項の記載が必要です。

イ 請願書には、表紙に「請願」を紹介する広域連合議会議員1人以上の署名又は記名押印が必要です。（「陳情」には、広域連合議会議員の紹介は不要です。）

ウ 請願（陳情）者が複数の場合は、請願（陳情）代表者を特定し、当該代表者を除いた請願（陳情）者の人数を「外○人」と記載してください。署名簿がある場合は、その原本を添付してください。

エ 請願（陳情）書は、広域連合議会議長あてに1部提出してください。

(6) 了承事項

請願（陳情）者の住所及び氏名は一般に公開されますので、あらかじめ御了承ください。

請願書及び陳情書の書式例について

書式例以外のものでも、所定の記載事項が記載されていれば請願書及び陳情書を受け付けますが、おおむね以下の要領により提出をお願いします。

- (1) 提出年月日
- (2) 請願（陳情）者の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地及び名称並びに代表者）
- (3) 請願（陳情）者の押印
- (4) 請願を紹介する香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の署名又は記名押印（陳情の場合は不要）
- (5) 請願（陳情）の件名
- (6) 請願（陳情）の趣旨
請願（陳情）の願意について、その趣旨を簡単明瞭に記載したもの。
- (7) 請願（陳情）の事項
請願（陳情）の趣旨について、その内容を簡潔にまとめたものを列挙したもの。

別記様式

請願（陳情）書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

香川県後期高齢者医療広域連合議会議長

殿

提出者の住所

氏名 印

紹介議員 印

（陳情の場合、必要ありません）

請願（陳情）の件名 〇〇〇〇〇について

請願（陳情）の趣旨

請願（陳情）の事項